

訪問看護ステーションなでしこ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人神戸健康共和会（以下「事業者」とする）が運営する訪問看護ステーションなでしこ（以下「事業所」とする）は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、病気やけが等により居宅において継続した療養を受ける状態にあり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」とする）が、療養生活を支援することを目的とする。

(運営基本方針)

- 第2条 医療法人神戸健康共和会は、複数の医療機関・介護事業所を展開しながら高齢者や障害者に対する地域医療を提供している。指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたり、事業所の看護職員等は、居宅において継続した療養を受ける状態にある在宅療養者の特性を踏まえ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることで、生活の質の向上を目指すことを基本方針とする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションなでしこ
- (2) 所在地：神戸市北区鈴蘭台東町 1-9-15

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（資格：看護師、勤務形態：常勤）
 - ・ 管理者は適切な事業の運営が行われるように所属職員を指導監督し、自らも事業の提供にあたる。
- (2) 看護職員等：看護師5名以上（常勤換算4.0名以上）、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士2名以上
 - ・ 看護師は訪問看護及び介護予防訪問看護に関する訪問看護計画・報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。
 - ・ 理学療法士等が提供する訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。
- (3) 事務職員1名以上
 - ・ 必要な事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜～土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業時間の他、利用者の希望に応じて、電話等により24時間の連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定予防訪問看護の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 疾病および障害の状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症のケア
- (8) 療養生活の相談や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 定期巡回・随時対応事業所との連携により提供する内容は以下の各号に定めるものとする。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 定期巡回・随時対応事業所が実施する、随時対応サービスとの連絡体制の確保と、必要な助言・指導の提供
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとする。当該事業が介護保険に基づく法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。健康保険の場合は診療報酬告示上の額に利用者の負担割合を乗じた額とする。

2 健康保険法及び介護保険法の適用範囲外による訪問看護の場合は、30分につき5,500円の利用料を徴収する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所より片道20km以上 400円/回 (往復800円)
- (2) 駐車場利用料金は実費

4 死後の処置料は、10,000円/回とする。

5 前4項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し、文書にて同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、神戸市北区とする。

(緊急時における対応)

第9条 従業者は、訪問看護実施中に利用者の病状の悪化や急変、その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡し、必要な措置を講じる。

2 主治医への連絡が取れない場合には、管理者が連携して緊急搬送等の措置を講ずるものとし、事後は速やかに主治医および管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を1回/年以上の頻度で定期的実施する。
 - (4) 利用者に対し、成年後見制度等の個人の権利擁護に関わる制度の利用の支援をする。
 - (5) 前4号の虐待防止に関わる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を1回/年以上の頻度で定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を1回/6ヶ月以上の頻度で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第14条 訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 事業所は社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るための研修の機会の提供や職員の研究、啓発を促進し、その業務体制の整備に努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業者と従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業所は、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人神戸健康共和会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

平成20年8月1日 一部改訂
平成21年8月1日 一部改訂
平成23年7月1日 一部改訂
平成27年9月1日 一部改定
平成30年4月1日 一部改定
平成30年8月10日 一部改定
令和 2年4月1日 一部改定
令和 5年8月1日 一部改訂
令和 6年5月20日 一部改訂
令和 7年2月28日 一部改訂